

主幹の給与制度に関する意見

東京都教育委員会においては、社会環境の変化やそれに伴う新たな教育課題に対し、積極的に対応できる組織をつくり上げるため、「東京都立学校の管理運営に関する規則」を一部改正して、学校運営組織に新たな職として「主幹」を設置することとした。また、区市町村の教育委員会においても、同様の改正を行っている。

主幹は、学校運営組織において、担当する校務に関する事項について教頭を補佐するとともに、教諭等を指導・監督する職と位置付けられ、平成15年4月より小学校、中学校、高等学校及び盲・ろう・養護学校において段階的に配置することとされている。

主幹は、その職務内容に鑑み、職務の複雑、困難及び責任の度合いが一般の教諭とは異なるものと認められることから、職責に応じた処遇を図るため、下記により給与上の措置を講ずることが適当である。

記

- 1 学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）に定める小学校・中学校教育職員給料表及び高等学校等教育職員給料表について、別記給料表のとおり特2級を設けること。
- 2 特2級を適用する標準的な職務は、主幹の職務とすること。
- 3 特2級の設置に伴う手当や昇給制度などの取り扱いについては、国の制度等との均衡を考慮して措置すること。
- 4 特2級の設置に伴い、従来行ってきた昇格見合いの給与上の措置について、今後、制度上の均衡を図ること。